

PFIとは

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法
※Private(民間の)Finance(資金が)Initiative(主導する)方式

改正法の必要性

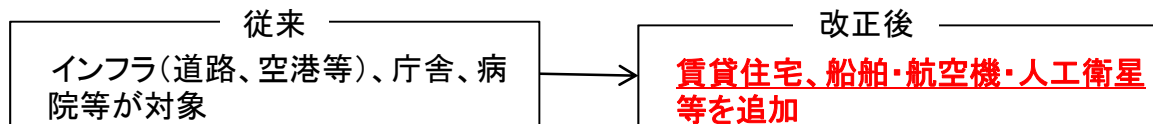
新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- ・その実現のため、**コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。**

- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め**様々な担い手により効率的に供給**される必要。
- その一環として、社会資本の整備・更新においても、**民間の資金や創意工夫を最大限活用**することが必要。
- あわせて、**民間の事業機会を創出**することによって**我が国の成長に寄与**。

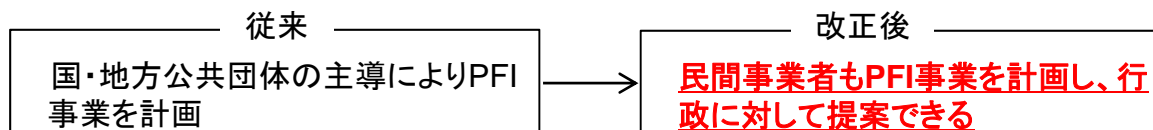
改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大



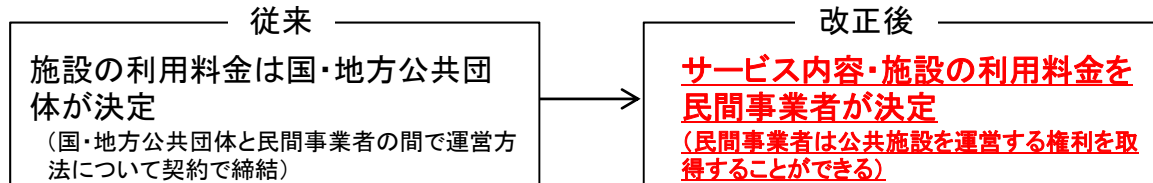
幅広い分野でPFIの活用が可能に

②民間事業者による提案制度の導入



民間のアイディアの更なる活用

③コンセッション方式の導入



利用者ニーズを反映したサービスの提供

④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮

ノウハウの伝達によるPFI事業の円滑な遂行

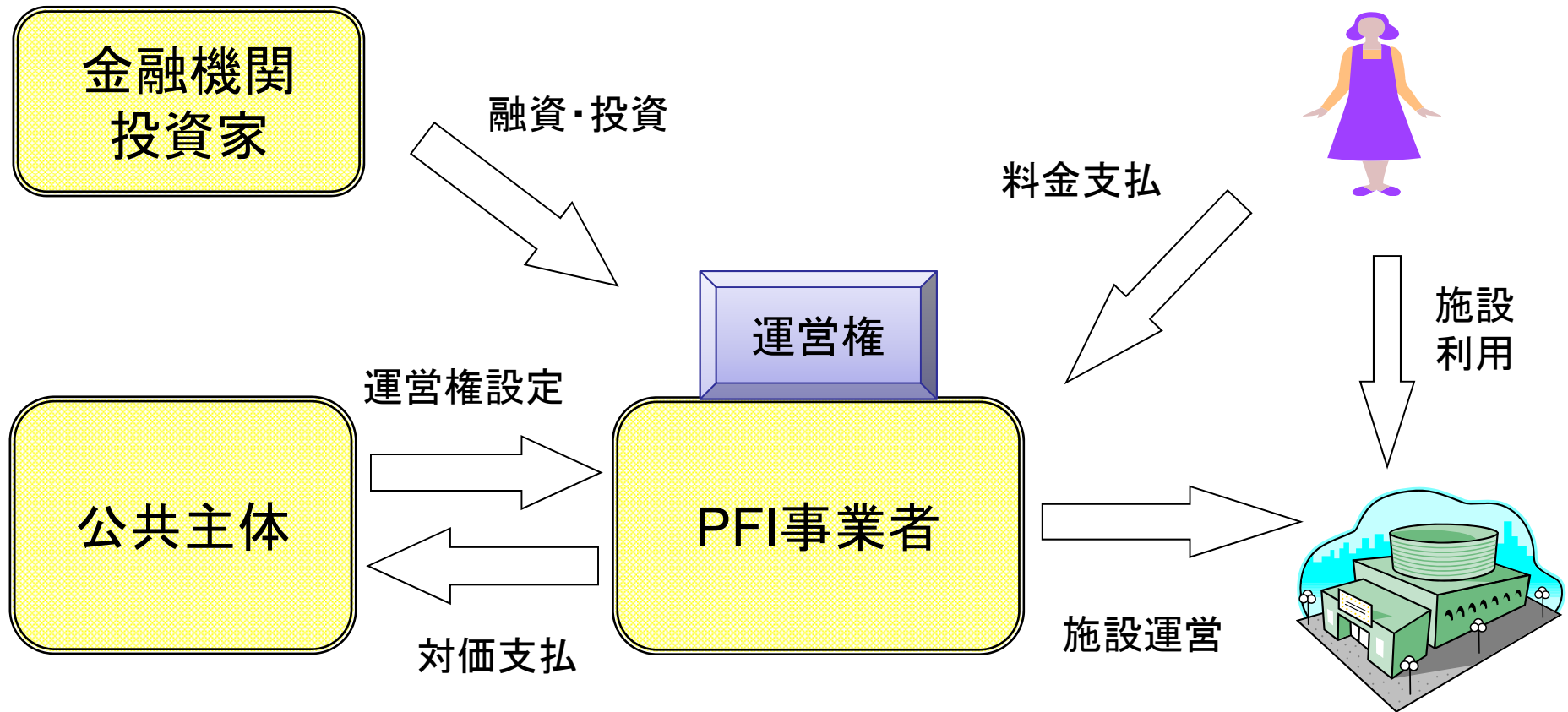
⑤民間資金等活用事業推進会議の創設(会長:内閣総理大臣)

政務主導の推進体制の整備

コンセッション方式(公共施設等運営権)について

コンセッション方式とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



コンセッション方式(公共施設等運営権)の導入によるメリット

(公共主体のメリット)

- ・事業主体から対価を徴収することにより、**施設収入の早期回収を実現**
- ・事業収支及びマーケットリスクが公共主体から事業者へ移転

(事業者のメリット)

- ・**運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- ・**自由度の高い事業運営が可能**
- ・運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

(金融機関・投資家のメリット)

- ・運営権への抵当権設定が可能となり、**金融機関の担保が安定化**
- ・運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

(施設利用者のメリット)

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**